

## ■障がい者プラン

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
1	全体		「障害福祉サービス」と「障がい福祉サービス」	—	◎「害」と「がい」の使い分けについて 障害者総合支援法に定められている「障害福祉サービス」を示す際には漢字で、その「障害福祉サービス」を始めとした、地域生活支援事業や民間のサービスなども含めた広い意味ではひらがなで、記載を統一しています。
2	P14	総論	1. 基本理念	佐賀市としての「フラット」の意味付けができれば。	『※フラットには、「平ら」という意味のほかにも、「先入観のない」「対等な」などの意味もあります。今回の基本理念は、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰とでも分け隔てなく関わり、つながっていくことを意味します。』を追記。
3	P14	総論	1. 基本理念	【パブリックコメント】 基本理念「フラットな関わり ふうらっとにつながる」の説明で、“一人ひとりのちがいを認め合うこと”では。 今の説明の「(先入観のない、対等な) 誰とでも分け隔てなく」では、微妙に響きが違うのでは。	総論の「3. 計画の目標」のP20「(6) わかりあえるまちづくり」に「地域住民と障がい者がつながり、互いに役割を持ち、支え合いながら生活できる地域共生社会の形成を促進します。」としております。 今回の基本理念は、この部分に焦点を当てたもので、「互いに先入観を持たず、当たり前に関わり合いで「フラット」を用いました。 一方で、「フラットに関わり ふうらっとにつながる」ためには、一人ひとりの違いを認め合うことが必要であり、障がいに関する理解啓発や合理的配慮の普及のほか、地域住民との交流、コミュニケーション支援等の施策を推進していきます。

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
4	P18	総論	2. 障害者施策の課題整理 (9) 認め合い支え合う機運の醸成	「機運の醸成」をもう少し分かりやすい表現にしてほしい。	・(9) 認め合い支え合う機運の醸成→まちづくり ・お互いに認め合い支え合える機運を醸成し →まちをつくり上げて
	P21		課題と目標の相関図 9. 認め合い支え合う機運の醸成		9. 認め合い支え合う機運の醸成→まちづくり
	P35	各論	3. 一人ひとりに応じた教育の推進 ◆具体的取組 1 インクルーシブ教育の推進		お互いに理解し認め合い支えあう機運の醸成を図ります。→姿勢を育んでいきます。
	P52		第6章 わかりあえるまちづくり 1. 支え合える地域づくりの推進 方向性		・互いに認め合い支え合える機運を醸成していきます。→姿勢を育みます。 ・児童生徒の支え合いの心の醸成を図ります。 →を育てます。
	P54		2. 意見・意思尊重の推進 ◆具体的取組 1 意思疎通・意思決定支援の推進		尊重し合う機運の醸成を図ります。→考え方をつくり上げていきます。
5	P20	総論	(5) 安全・安心な住まいとまちづくり	担当課からの修正依頼	・障がいのある人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、広報・啓発を進めます。 →・障がいのある人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、警察や関係団体等と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
6	P28	各論	第1章 きめ細かい障がい福祉サービスの提供 2. 相談支援の充実 ◆具体的取組 1 相談支援体制の充実	<p>【パブリックコメント①】</p> <p>「相談できる人は誰もいない」との回答が多くなっており、社会資源や予算に限りがある中、さまざまな分野の相談機関が横断的につながっていくことが必要であるが、現行の相談支援体制できめ細やかなアウトリーチが可能か検証が必要では。</p> <p>【パブリックコメント②】</p> <p>自ら行動することが困難なことが多いと思われるので、「アウトリーチ」訪問が最優先で、申請方法の検討が必要では。</p>	<p>①と②では意味するところは違うかもしれませんが、アンケート調査では「相談先がない人」「相談先が分からない人」が一定数おられました。</p> <p>相談できずに支援につながらないケースをどう拾い上げるのかは、重要な課題と考えます。</p> <p>方向性の所に記載している重層的支援体制整備事業の中に「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」という既存事業もありますので、この部分については、具体的取組への追加を考えています。</p> <p>(内容については担当課と調整中)</p>
7	P42	各論	第3章 生きがいを持って働ける場づくり 3. 福祉的就労支援の充実 ◆現状・課題◆	<p>【自立支援協議会委員】</p> <p>工賃が「低い水準」ということが分かりにくいいため、具体的な平均工賃を入れた方がいいのでは。</p>	佐賀市内事業所の平均工賃月額を追記しました。
8	P45	各論	第4章 多様な活動の振興・場づくり 1. 文化・芸術活動やスポーツへの参加の促進 ◆具体的取組 2 スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>「佐賀県パラスポーツ大会」ではなく「佐賀県パラスポーツ協会」ではないか。</p>	佐賀県パラスポーツ大会→佐賀県パラスポーツ協会

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
9	P46	各論	第4章 多様な活動の振興・場づくり 2. 交流活動の振興 <u>方向性</u>	障がい者もボランティアとして参画できるので、計画内でご検討いただきたい。	ボランティアは、ご自分の得意なことを活かして社会に貢献し、また自身も成長できる貴重な体験ですので、積極的に参加していただきたいと思 います。 佐賀市障がい者プランにおいては、障がいのあ る方も含めて「ボランティア」と位置付けており ます。障がい者も含めてボランティアの参画に努 めていきたいと思 います。
10	P48	各論	2. バリアフリー化の推進 ◆具体的取組 1 公共施設等のバリアフリー化の推進	担当課からの修正依頼	「●民間建築物のうち、不特定多数の人が利用す る病院やスーパー等の新築・改築・大規模改修の 場合は、「バリアフリー法」及び「佐賀県福祉の まちづくり条例」に基づき協力をお願いしま す。」→全削除。
11	P49	各論	2. バリアフリー化の推進 ◆具体的取組 2 交通環境の整備	担当課からの修正依頼	「●障がい者の外出を支援し、歩行時の安全を確 保するため、誘導ブロックの整備、歩道の段差解 消や歩車道の分離を進めるなど、障がいの特性に 配慮した歩行環境を整えます。」 →「●「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまち づくり条例」、「佐賀市バリアフリー整備マニユ アル」に基づき、障がい者の外出を支援し、歩行時 の安全を確保するため、誘導ブロックの整備、歩 道の段差解消や歩車道の分離を進めるなど、障が いの特性に配慮した歩行環境の整備を推進しま す。」
12	P50	各論	3. 防災・防犯対策の推進 ◆現状・課題◆	担当課からの修正依頼	「障がい者の防犯教育や啓発、」の部分削除。

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
13	P51	各論	3. 防災・防犯対策の推進 ◆具体的取組	担当課からの修正依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「●特にインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者、金融機関等の店舗と連携して、早期に異変に気付き、声掛けや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。」→全削除。</li> <li>・「詐欺や窃盗等の犯罪について、障がいのある人が被害者にも加害者にもならないよう、広報・啓発また見守り・相談体制の充実に努めます。」→「●消費者トラブルや詐欺等に巻き込まれないように、関係機関等との連携を図りながら、広報・啓発のほか、見守りや相談体制の充実に努めます。」</li> </ul>
14	P55	各論	各論 第6章 わかりあえるまちづくり 3. 権利擁護・虐待防止の推進	【パブリックコメント】 P52～「第6章 わかりあえるまちづくり」では、担当課として人権・同和関係は必要ないのか。(根本は、一人ひとりの人権尊重・保障だと思うので。)	具体的取組のNo.1「障がいを理由とする差別解消の推進」の一つ目「「障害者差別解消法」の趣旨等について市民の関心と理解を深めるため、効果的な広報・啓発を図ります。」の担当課に「人権・同和政策課」を追加しました。
15	P59	計画の推進体制	1. 計画の周知・啓発	行政・障がい者・その家族・地域住民・事業所等が、具体的にどう連携・協力して行くのかの記載がない。それぞれの役割を明確にすべきでは。	役割については、市が一方向的に決めるのではなく、ワークショップ等を行って、策定委員会の中で決めた方がよいのではないかという結論に至りました。次回のプラン策定の折には、機会を設けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

番号	頁	区分	項目等	ご意見等	修正等の状況
16	P59	計画の推進体制	4. 進捗状況の管理、評価及び見直し	具体的にどう把握・点検を行って評価していくのか。評価・点検する場も必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理の評価体制、仕組みについては今後検討していきます。</li> <li>・進捗状況については、全庁に渡ることなので、全庁に照会していきたいと考えております。</li> <li>・計画の進捗状況の把握・点検の時期について、「計画の開始から3年目の令和8年度（2026年度）に、」を追加しました。次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定期間である3年目、次期障がい者プランの策定期間である6年目に行います。</li> </ul>
17	全体		各論の方向性、具体的取組	「努めます」「行います」「推進します」の使い分けに意味はあるのか。	<p>「努めます」は、取組の難易度が高い場合等「努力して行う」の意味合いで使用し、「推進します」は、物事を「前に押し進める」の意味合いで使用しています。</p> <p>〔例〕・手続きを行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源の充実に努めます。</li> <li>・計画を推進します。</li> </ul> </p>